

平成29年度山陽地域誘客促進モニターツアー運営業務企画提案募集説明書

平成29年8月3日

1. 業務の目的

広島、岡山と境港をチャーターバス⇒境港 11:50 発レインボージェットで直結させて、広島、岡山から隠岐への来島の容易さや隠岐の魅力を実感してもらい、潜在的な隠岐への来島ニーズを掘り起こすことによって、次年度以降の定期的な直行バス便の造成を含めた隠岐ユネスコ世界ジオパークへの新たな来島手法等を検討する。

については、当該業務を委託すべき事業者を選定するため、企画提案を募集する。

2. 業務の概要

(1)業務名称	山陽地域誘客促進モニターツアー運営業務
(2)業務形態	隠岐観光協会からの業務委託
(3)業務期間	契約締結日から平成29年10月31日まで
(4)業務内容	別紙仕様書のとおり

3. 応募資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。
コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 担当窓口となる者を指定し、県内に常駐する体制が整っていること。
- (4) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
 - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。
- (5) 旅行業法に定める旅行業の登録を有すること。
コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は旅行業の登録を有すること。

4. 募集に関するスケジュール等

企画提案参加希望者から徴収した企画提案参加表明書による参加資格の有無の審査結果通知にあわせ、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出を要請する。

(1)募集期間	平成29年8月3日(木)～8月10日(木) 17:00 ※企画提案説明書は、隠岐観光協会のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2)説明会	開催しない
(3)参加表明書の提出	企画提案への参加希望者は、企画提案参加表明書(様式1)を平成29年8月10日(木) 17:00までにFAXまたはe-mailにより1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(4)質疑の受付	質疑がある場合は、企画提案質問書(様式2)にて平成29年8月10日(木) 17:00までに持参またはFAXにより提出すること。
(6)質疑への回答方法	回答は、企画提案の参加希望者に対して、質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。 回答は企画提案参加表明書に記載された連絡担当者に対して、FAXまたはe-mailにより送信する。 なお、FAX番号またはe-mailアドレスの誤記載及び各社内受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(7)質疑への回答予定日	平成29年8月14日(月)
(8)企画提案書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案書(様式3)にて平成29年8月18日(金) 17:00までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。
(9)審査予定日	平成29年8月下旬に隠岐合同庁舎にて審査会を開催する。 審査会においては企画提案事業者によるプレゼンテーションを実施する。 会場や時間等は、企画提案事業者に別途連絡する。
(10)委託予定事業者の決定	平成29年8月下旬
<p><提出先及び問い合わせ先> 隠岐観光協会 担当：角橋 〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24(隠岐合同庁舎別館1階) TEL：08512-2-1577 FAX：08512-2-1406 e-mail：kadohashi@e-okinet</p>	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	○企画提案書（様式3）により作成する。 ○用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
(2)提出方法	○計5部提出すること。 ○平成29年8月18日（金）17：00までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。 ※持参の際などにおいて、提案者からの説明等は行わないこと。
(3)その他の書類	○見積書を1部提出すること。
(4)企画提案等に係る留意事項	○参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ○提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ○企画提案の採否は、文書で通知する。 ○採用した提案は、隠岐観光協会により内容の一部を変更することがある。 ○本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1)審査方法	○審査会において、企画提案事業者によるプレゼンテーションを実施する。 ○審査においては、次項の項目に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。 ○審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2)審査項目	①多くの参加者が見込まれる、実現可能な計画となっているか ②次年度以降の商品化が見込まれるか ③業務の運営体制が整っているか ④適正な見積額となっているか、委託料上限額の範囲内で最大の効果を得られる業務内容となっているか
(3)応募者への採否通知	平成29年8月下旬までに提案者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1)委託期間	契約締結日～平成29年10月31日
(2)委託料上限額	4,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
(3)契約方法	受託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成する。
(4)委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし、契約に基づき、契約額の4割以内を概算払することができる。

(5)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6)著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、隠岐観光協会及び受託者に帰属するものとする。 本業務における制作物や受託者による撮影写真等は、隠岐観光協会及び隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会や隠岐4ヶ町村等、隠岐観光協会が指定する者が運営するウェブサイト及び紙媒体等において二次使用が可能とする。
(7)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。
(8)契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。

山陽地区誘客促進モニターツアー運営業務 仕様書

1. 業務の目的

広島、岡山と境港をチャーターバス⇒境港 11:50 発レインボージェットで直結させて、広島、岡山から隠岐への来島の容易さや隠岐の魅力を実感してもらい、潜在的な隠岐への来島ニーズを掘り起こすことによって、次年度以降の定期的な直行バス便の造成を含めた隠岐ユネスコ世界ジオパークへの新たな来島手法等を検討する。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称：山陽地区誘客促進モニターツアー運営業務
- (2) 業務形態：隠岐観光協会からの業務委託
- (3) 委託期間：契約締結日～平成29年10月31日

3. 業務の内容

(1) 隠岐観光協会が提示する内容

- ①実施時期：平成29年9月～10月
- ②業務内容：旅行会社企画担当者及び営業担当者を対象とした2泊3日のモニターツアー実施参加者全員へ参加したツアー期間内にアンケートを実施
(※内容や手法は、受託予定事業者と別途協議)
- ③行程[1日目]: バスにて広島、岡山市内発⇒高速道路を利用して境港へ直行
境港 11:50 発レインボージェット乗船～西郷港(13:13)着⇒島後視察
島後で宿泊(1泊)
[2日目]: 島後からフェリーしらしま乗船～島前着⇒島前視察
※離島キッチン海士での昼食、国賀海岸ウォーキングは必須
島前で宿泊(1泊)
[3日目]: 午前中島前視察後フェリーしらしま乗船～境港(13:20)着
バスにて境港発⇒高速道路を利用⇒岡山、広島市内へ直行

(2) 提案者が提案する内容

- ①実施時期、人数、行程内容
- ②集客のための広報手段・内容、時期
- ③想定される参加旅行会社

(3) 留意事項

- ①隠岐観光協会が提示するコンセプトやキャッチコピーは無い(提案者が作成することは構わない)
- ②採択された提案内容により業務実施しますが、隠岐観光協会が提案者と協議し、提案内容を変更する場合があります

4. 二次使用について

本業務における制作物や受託者による撮影写真等は、隠岐観光協会及び隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会や隠岐4ヶ町村等、隠岐観光協会が指定する者が運営するウェブサイト及び紙媒体等において二次使用が可能とします。

5. 事業費

委託料上限額は4,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)としますが、協賛等を活用し事業

規模を拡大して差し支えありません。

上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、隠岐観光協会との打合せに要する費用を含みます。

6. 企画提案書（様式3）に記載する事項

（1）業務運営体制

○当該業務の運営にかかわる人全てを記載してください

（2）提案内容

○実施時期・人数・行程内容、集客のための広報手段や内容・時期、想定される参加旅行会社等を記載してください

○意図やスケジュールについても記載してください

（3）類似事業についての実績（の有無）

○実施年度、事業名、事業概要、契約額（千円、税込）、発注者等を記載してください

（4）その他

○本業務の目的を達成するための工夫やインセンティブとなる事項があれば記載してください

（5）業務委託に要する見積価格

○見積書を添付してください

7. その他

（1）必要に応じて企画提案書（様式3）の記載欄の増減や別資料の添付を行ってください（枚数制限なし）。

（2）複数の企画提案や、映像・音声による企画提案書は認められません。

（3）企画提案事業者は、審査会に参加し、プレゼンテーションを実施すること。

（4）審査会において、隠岐観光協会はパソコン・プリンター・スクリーン・コピー機等の機材は用意しないので、プレゼンテーションにおいて機材等を用いる場合は、企画提案事業者が準備すること。

（5）企画提案に関して提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。